

国際連合憲章の起草と人種平等への言及

八丁由比

Making of the United Nations Charter and its Reference to Racial Equality

Yui HATCHO

## Abstract

In 1945, the United Nations Charter was signed in San Francisco after the United Nations Conference on International Organization. In the first chapter, "Purposes and Principles," four purposes are stated, and one of them refers to racial equality: to "achieve international co-operation . . . in promoting and encouraging respect for human rights and for fundamental freedoms for all without distinction as to race, sex, language or religion." Considering that President Wilson, 25 years ago, refused to accept the Japanese proposal for inserting a short clause about the abolition of racial discrimination into the Covenant of the League of Nations, the United Nation Charter accepted to bear a responsibility this time. Based on official documents of the time and secondary works, this article examines the origins and the driving forces both within and outside of the Roosevelt Administration that led to the inclusion of the clause. It draws attention to the substantial contribution of a private organization such as the Commission to Study the Organization of Peace and its close relationship with government officials. It concludes that the reference to racial equality was not the result of single organization or country, but of various countries and people who were concerned about the nature of the new international organization.

はじめに

1945年に調印された国際連合憲章の第1章「目的および原則」には、「人種、性、言語または宗教による差別無く、すべての者のために人権および基本的自由を尊重するよう助長奨励する」との記述がある<sup>1</sup>。国連発足以前には国際組織が人権の保障について語った例はなく、国連憲章で盛り込まれたいくつかの表現は見かけ以上に大きな意味を持っていた。本稿では国連憲章の人権に関する文言の中でも特に人種について語られた事実に注目する。戦後の平和を担う国際機関が人種の平等について言及することは特筆に値しないと考えられるかもしれないが、国連設立の1945年から25年遡る国際連盟憲章作成の際には、日本代表が人種平等条項を含めるように主張し、しかし最終的にはウィルソン米大統領(Woodrow Wilson)の強い反対によって拒否されている<sup>2</sup>。本稿の狙いは、政権内部のみならず民間組織や他国による国連憲章作成の動きとその主張を精査することで、人種平等への言及を求める声がどのようにして発生し、取り入れられるに至ったかを明らかにすることにある。そして、その経緯を詳らかにすることで、提案者たちの意図する人種がどのようなものであったかを探る。

## 1. 国際機関の設立構想

国際連合の設立が最初に言及されたのは1941年の大西洋憲章であった。イギリスのチャーチル(Winston Churchill)首相とアメリカのローズヴェルト(Franklin D. Roosevelt)大統領が大西洋沖で会談に臨み、戦後世界の国際秩序について共同宣言を発表した。8項目に渡る基本原則は政治および安全保障、経済に関するものが主であったが、「広範かつ永続的な全般的安全保障が確立されるまで、まずそのような諸国を武装解除することが何よりも重要であると確信する」という表現が用いられ、両国が将来的にそのような機関の設立を想定していることを示した<sup>3</sup>。

この声明では「すべての人々」という言葉がたびたび使われ、経済的社会的な自由の享受、また恐怖や欠乏からの解放を唱えていたために大きな反響を呼んだ。大西洋憲章という名称は、声明が発表された場所にちなんでメディアが名付けたものであったが、この宣言は大西洋以外の場所も対象としているのか、しているならばより正確に表す名称を付けた方がよいのではないかという議論もしばしば起こった。また、アメリカの参戦後は大西洋憲章の内容を再確認する形の連合国共同宣言が出され、26か国がこれに署名した<sup>4</sup>。

その後、国際機関の設立に向けて具体的な動きが始まったのはアメリカの参戦後のことで、大西洋憲章の発表からは2年を経たモスクワ外相会談、そしてその翌年1944年のダンバートン・オークス会議の場においてであった。モスクワ会談ではアメリカ、イギリス、ソ連各国外相が主に戦争の遂行に関する軍事的な側面について検討したが、

会談後に発表されたモスクワ宣言では「なるべく短期間のうちに、国際平和と安全のために、すべての平和愛好国の主権平等の原則にもとづく世界的国際機構の設立を必要と認める。右の諸国は、大小を問わず、右の機構に加入することができる」と述べられ、国際機構の設立と幅広い参加を示唆する内容が公式に表明された<sup>5</sup>。

1944年8月に開催されたダンバートン・オークス会議ではそれまでの抽象的表現による意志の表明から一歩進み、戦後の国際組織について具体的な検討がなされた。事前に互いの国際機構案を作成し交換および検討することになっており、会議ではそれらをもとに議論が進められた。国連の骨格を決める様々なことが話し合われたが、拒否権の適用範囲や信託統治の詳細等については決着がつかず、それらはヤルタ会談やサンフランシスコ会議まで持ち越すことになった<sup>6</sup>。国連の全容が見えてきたこの会議では、後の国際連合憲章となる文章についても検討が始められ、会談終了後に発表された「全般的国際機構の樹立に関する提案（ダンバートン・オークス提案）」には新しい国際機構の「目的」と「原則」が示された<sup>7</sup>。

このダンバートン・オークス提案の冒頭で示された「目的」は、「国際組織の第一の目的は国際の安全と平和の維持である」と書かれているのみで、現在の国際連合憲章の序文に比べると簡単なものであった。人権については担当が総会であること、そして人権の促進と順守については抽象的表現で簡単に述べられているだけであった。人種(race)という言葉も見られない。人権に関する記述の欠如はアメリカ、イギリス、ソ連の認識の漏れではなく、言及しないことをよしとする共通の認識の表れであった。多くの植民地を抱え、特にインドを巡っては大西洋憲章発表の際にもその適用範囲について悶着のあったイギリスは、代表団を率いたアレクサンダー・カドガン(Alexander Cadogan)が、国際機関が人権や基本的自由などに言及すると国家への干渉を招くとして反対し、ソ連代表のアンドレイ・グロムイコ(Andrei Gromyko)は個人的考えと断りつつ、安全保障を目的とする機関と「関わりのないこと」と言って否定していた。アメリカを率いるコーデル・ハルは、人権について強い関心を持っていたものの、イギリスと同様に国際機関による国内干渉の可能性については否定的な考えを持っていた<sup>8</sup>。

## 2. ウェルズ委員会と CSOE

ダンバートン・オークス提案のアメリカ提案に人権や人種に関する言及があまり見られないからと言って、国務省で検討が全くなされなかったわけではない。実は、ダンバートン・オークス提案の初期の草案では人権と人種差別に関する国際宣言が含まれていたが、公式なアメリカ案ではそのような文言は削除されていた<sup>9</sup>。国務省の内部では、開戦後まもない1939年には平和と復興問題について検討が始められており、1942年10月から翌年の3月ごろまで戦後の平和の在り方について研究を行ったウェ

ルズ委員会はその最たるものであった<sup>10</sup>。サムナー・ウェルズ (Sumner Wells) 国務次官補が率いるこのグループは、ウェルズ議長その他、国際連盟協会やカーネギー平和財団などで要職の経験があるジェームズ・T・ショットウェル (James T. Shotwell)、パリ講和会議への参加経験のある政治地理学者イザiah・ボウマン (Isaiah Bowman)、法律家・弁護士のベンジャミン・V・コーエン (Benjamin V. Cohen)、国際連盟協会の事務局長であるクラーク・アイケルバーガー (Clark M. Eichelberger) の5人で構成されており、この委員会では戦後の国際機構について草案が初めて作成された。アイケルバーガーはこの委員会について、「思いやりがあり好意的な委員会で、規模が小さいがゆえに議論をして結論をまとめることができ」、また様々な人物や委員会がダンバートン・オクス提案の起草に寄与したが、ウェルズ委員会は「初めて実際に国際機関の計画を描いた」という意味で「最も重要」とであると述べている<sup>11</sup>。

この時に執筆された草稿の特筆すべき点は戦後構想に対するウェルズの基本的な見解が表れていることである。ウェルズはローズヴェルトが「4つの自由」や「大西洋憲章」で示した理想主義的平和主義の信奉者であり、「人種の区別なく普遍的に適用されなければならない」という考えを持っていた<sup>12</sup>。しかし、このようなウェルズの考えはその後さらに現実の政策へ反映されることはなかった。戦後構想については自らも高い関心を持つハル (Cordell Hull) 国務長官は、ローズヴェルトからの信頼が厚くハルとは異なる将来像を描くウェルズと相いれず、最終的に1943年夏をもってウェルズが国務省を去ることになり、ウェルズ委員会も正式に終了を宣言されることすらなく立ち消えとなった<sup>13</sup>。

アイケルバーガーは著述の中で、ウェルズ委員会について「最も非凡な点は、官を最小限にとどめ民が貢献したことだ」と述べている<sup>14</sup>。ウェルズ委員会の草案は直接にこそ採用されなかったが、民間の努力は、確かに国際連合憲章の創出に貢献したといえる。中でも、おそらく最も影響を与えたのは「平和組織を研究するための委員会 (Commission to Study the Organization for Peace : CSOP)」であろう。ウェルズ委員会のメンバーである先述のショットウェルはアイケルバーガーとともに、カーネギー財団の一部門としてCSOPを立ち上げ、開戦間もない1939年から戦後国際秩序や国際組織の在り方について検討を重ねていた。その活動の成果は出版や講演活動、ラジオ出演など多岐にわたり、国務省や政府関係者にも影響を及ぼしてきた<sup>15</sup>。

CSOPが理想として追求する戦後世界の特徴はそのリベラルな民主主義にある。自らが考える戦後世界の在り方を積極的に知らしめようとするだけでなく、国境を越えた様々な価値観が新しい世界には反映されていなければならないと考えていた。人種に対する公平性についてもかなり早期の段階で言及している。1941年6月、ローズヴェルトとチャーチルが大西洋憲章を発表する2か月前にはすでに、新しい国際秩序を構築する際に念頭に置くべき事柄7項目をショットウェルは自らの他11名の署名

とともに CSOP の議長として発表しており、そこには戦争の否定や人権宣言の必要性など、社会的公正を重視する CSOP らしい項目が見られる。その中で、人権宣言の必要性を主張する項目に続く第 4 項目には「国際的平和は人種、宗教そして政治的弱者に対する適切な保証をすべきだと考える」とある。この「7 項目プログラム」に署名をしたメンバーの中には、ウェルズ委員会に参加していたアイケルバーガーや後のサンフランシスコ会議に唯一の女性アメリカ代表として参加し、人権に関する加筆修正にも貢献したギルダースリーブ (Virginia Gildersleeve) の名前も見られ、CSOP がウェルズ委員会の報告書や国連憲章の修正に影響したであろうことは想像に難くない<sup>16</sup>。続く 1942 年 2 月の内部資料では「戦後打ち立てられる国際組織には、英米のみならず、ロシアや中国、インド、ラテンアメリカなど、戦争の勝利に貢献したすべての声が『たとえ、イギリスの伝統的な帝国主義や、アメリカの経済的拡張主義、白人の優越主義に抵触するものであっても』反映されねばならない」と書かれており、CSOP の基本的考えの中に、人種の平等に対する配慮があったことがわかる<sup>17</sup>。

また注目すべき点はそのような主張の内省的一面である。CSOP は 1940 年から報告書を発行しており 1943 年の「第 3 レポート」、1944 年の「第 4 レポート」ではナチス・ドイツの人権蹂躪の例を挙げて人権憲章の必要性と人権問題の国際的関与を実行に移すべきだと主張しており、人種と述べた際にヨーロッパにおける人種差別を念頭にしていることがわかる。しかし、一方で CSOP はアメリカ国内の状況にも目を向け、1919 年のパリ講和会議でウィルソン大統領が日本の人種平等原則の提案を取り下げたことや、国内で黒人差別問題が存在し続けていることを指摘し、それらを解決する必要性も説いていた<sup>18</sup>。

### 3. 南アメリカ諸国の関心と中国の本音

ウェルズはワシントンでの 9 年に渡る仕事の中で、最も難しかったのは来たる平和を実現するための適切な組織を準備することだったとアイケルバーガーに語ったことがあった。理由はあまりにも多くの人間がその仕事に関与したがったからだという<sup>19</sup>。確かに戦後秩序への関心は高く、また脅威はナチス・ドイツを始めとする枢軸国だけでなく、枢軸国と戦う連合国に対する警戒心から新秩序へ関心を寄せるケースもあった。南アメリカ諸国がその一つだった。南アメリカ諸国はその国家発展の歴史から伝統的に国家主権や主権平等の原則に対して強い関心を持ってきたが、それは即ちそれらが自らの身を強国から守る術となることを期待していたからだった。戦争の暗雲が垂れ込めた 1938 年にはペルーのリマで米州会議を開催し「人権擁護宣言」を採択し、戦争が勃発した場合には、参戦国か否かを問わず人権や人道的思考を尊重し、また精神的、物質的の両方において文明が後世に受け継がれるように求めるものであった。またこの時同時に他の三つの決議もなされたのであるが、その一つが人種と宗

教を理由とする迫害を非難するもので、その他が女性の権利向上と労働者の結社の自由を求めるものであった<sup>20</sup>。

南アメリカ諸国の人権擁護に対する関心は、大国からの侵害を阻止するという実際の側面があったと先に述べたが、それと同時に権利という理想を純粹に追求するという一面もあった。ラテンアメリカ諸国の外交官や学者たちの間ではヨーロッパと地理的には遠く離れているものの、思想的には西洋の啓蒙思想の系譜であるという意識があり、個人の権利を法によって擁護する立憲民主主義を実現しようとする動きがあった<sup>21</sup>。しかし、そのような南アメリカ諸国の眼前に出てきたのが先に述べたダンバートン・オークス提案である。人権への言及は抽象的表現がわずか一か所にあるのみで、人権宣言などもなかった。南アメリカ諸国は戦後国際機関の議論にかかわることができず、また自らが支持する思想も含まれなかったことに対し、2重の意味で「裏切られた」と感じた<sup>22</sup>。

南アメリカ諸国の不満はヤルタ会談の直後にメキシコシティで開催されたチャプルテペックにおいてより具体的に表明された。「戦争と平和問題に関する米州会議」と題されたこの会議では、20の国が出席し61の決議がなされた。重要問題に対する四大国の支配、国際法の重要性、安全保障に関する地域的取り決め、経済社会問題等様々な事柄が決議されたが、その中には「大西洋憲章の原則と目的への支持を改めて確認する」ことや、「人種や宗教の別なくすべての人が権利と機会の平等を享受する原則」を再確認し、「言論の自由を侵すことなく、国家がそれぞれの国において人種や宗教を理由にした差別が起こらないようにあらゆる努力をするよう勧める」という二つの決議も含まれていた<sup>23</sup>。

ところで、ダンバートン・オークス提案は主としてアメリカ、イギリスとソ連が起草にかかわっているが、ソ連代表が席を外した第2回会議には中国も出席していた。最終的にまとめられたダンバートン・オークス提案を見る限りでは中国が特に人種や人権に配慮を求めた形跡は見られないが、唯一のアジアの国としてかつて日本がパリ講和会議で抱いたような不安を抱くことはなかったのであろうか<sup>24</sup>。

中国はダンバートン・オークス会議へ出席する際に自国の戦後平和構想案を提出しているが、1941年5月にはすでに戦後の講和会議の準備を独自に進めていた。それを見ると、蒋介石が自国を取り囲む国々をどのように見ていたかがよくわかる。例えば極東のパワーバランスについて、今後日本が「戦争目標を中国から米ソに転じる」とみており、それに対し中国は米英ソと軍事協定の強化を図らねばならないと考えていた。とりわけアメリカとの協力関係を進めていかなければならないと考えたが、それはイギリスと違ってアメリカは中国に対し領土的な野心を持っていないと判断したからであり、特にアメリカを好意的に見ていたわけではなかった。蒋介石の目にはローズヴェルトの中国に対する態度は人種差別的で、それに対して激しい反発を示す蔣

介石の言葉が日記には記されている。例えば理想主義的文言が並ぶ大西洋憲章に対する蒋介石の評は、「米英共同宣言がヨーロッパ戦争だけでなく世界と極東にも言及しており、それは一步前進である」としながらも、ソ連への援助のみ言及し対中援助は触れられなかったことに対し、「それは白人の伝統的意識であり（彼らは）黄色人種が彼らと平等ではないといつも考えており、実に悲しい」としている。またその後、米英の対日政策に対して不満を募らせた蒋介石は、「日本と中国に対する米英ソの心理と政策は全く同じである。彼らが中国を犠牲にしているだけでなく、有色人種を蔑視し、有色人種に殺し合いをさせ、それをもって白人が永久に世界に覇を唱えるという政策においては、全く同様である」と厳しく批判している<sup>25</sup>。

白色人種への批判は、逆に有色人種の団結という方向にも彼の意識を向かわせた。蒋介石はまず中国が領土の回復と不平等条約の撤廃を実現して手本となり、積極的にアジアの独立を援助していかなければならないと考えていた。1942年初頭にはこのような考えが強く、インドへ訪問した蒋介石は帰国の途につく直前のラジオ放送で、イギリスに対して「速やかにインド国民に政治上の実権を付与」するよう求めた<sup>26</sup>。また3月ごろになると先に述べた「不完全」な大西洋憲章をアジアに適用すべく「太平洋憲章」の作成を検討し、いくつかの条項がアジアには不適當であることがわかると「大西洋憲章補充共同宣言」を起草し、米英に提案することをも考えていた<sup>27</sup>。蒋介石には人種平等を求める強い意識がかなり早い段階からあったのである。

しかし、この後「アジアのリーダー」を自任する蒋介石の動きはトーンダウンする。アメリカ側から忠告を受けてのことであった。1942年8月、ローズヴェルトの意を受けた特使と蒋介石が会談した際、蒋介石が過度にアジア人の独立を強調するあまり「戦後中国が軍国主義の道を歩み、白人を排除するのではと懸念」するアメリカ人が出てきていること、そして「そのような懸念を取り除くために、中国が徐々に民主主義に移行し、排外をせず、『中国がアジアを指導する』といった文言を慎むべきである」と伝えられ、蒋介石はその後からはむしろ中国は「指導者となる意思はない」ことを国内の諮問会議、アメリカの新聞記事、国民党会議等様々なところで強調するようになった。この変化は明らかに意図的なもので、自身の論調の変化を取り上げた記事を見つけて安堵する蒋介石の様子が日記に残されている<sup>28</sup>。

人種的な平等について強い猜疑心を内に秘めていた蒋介石であったが、ダンバートン・オークス会議では、会議を成功させ、戦後国際機構を作り、そしてその中で中国の立場を確固たるものにすることを最優先する方針を取った。例えば独自の構想がありながらもすぐに中国案として送付することはせず、事前に英米の提案を入手して、反発が予想される内容は取り下げ、早期解決が見込めない項目には拘泥せず、先述の最優先課題を危うくする問題があった場合にはそれに反対もしくは立場を保留することにした。米英案入手以前に用意されていた「重要な問題に関する中国の立場」16項



目には「人種の平等を承認する」という項目があったが、この過程で蒋介石の指示により削除され、米英との協議の際にも話題に上がることがなかった<sup>29</sup>。

#### 4. サンフランシスコ会議での修正

1945年4月25日から6月25日の2か月間にわたり「国連機構に関する連合国会議（通称サンフランシスコ会議）」が開催された。ダンバートン・オークス提案を行った4か国が招待国となり、50か国のべ282人の代表と1500名以上の専門家がサンフランシスコに集まった<sup>30</sup>。国連憲章の素案となるダンバートン・オークス提案は事前に公表されており、各国は内容を検討し、数々の修正案を用意して会議に臨んだ。また、アメリカ国内では国際連盟の教訓から積極的に広報活動を行い、また国務省は42の民間団体をコンサルタントとして会議に招待した<sup>31</sup>。

サンフランシスコ会議において国連憲章の1章に人権に対する配慮がなされるようになった大きなきっかけは、このコンサルタントの力によるところが大きい。5月1日、アメリカ代表団の一人であり、ショットウェルの平和7項目にも署名していたギルダースリーブがアイケルバーガーに連絡をし、代表団は憲章を一般原則と基本的枠組みを述べるとどめ、詳細な仕組みや個別問題には言及を控える見込みであること、また人権に関する特別な機構や国際人権規約に類するものは想定していないことを伝えてきた。修正案の提出期限があと一日と迫る中、アイケルバーガーは急遽他の数人のコンサルタントを集め、CSOPのレポートを下地に人権に関する提案を作成することに決めた<sup>32</sup>。

この提案は5月2日の夕方、コンサルタントによる公式会議において、ハルの辞任後に国務長官となっていたステティニアス（Edward Reilly Stettinius）に書簡の形で渡された。この書簡は4つの修正を提案する内容で、一つ目は第1章に「人権と基本的自由を推進する」目的を加えること、二つ目に第2章に新しく原則を設けて国際的関心ごとである人権の擁護と推進の義務をメンバー国が認めること、三つ目に、5章の一部として人権と基本的自由の促進を条件項目とすること、そして人権委員会の設置を10章に加えることを求めていた。会議の参加者たちはステティニアスの献身に感謝と賛辞の言葉を述べながらも、新しい国際機構が人権の擁護を究極的な目標として掲げなければ人々の落胆は計り知れないこと、これらの言葉を加えることができれば、将来に大きな可能性が広がること、これらの提案は世論と完全に合致していることなどを次々と述べた。全米黒人地位向上協会のウォルター・ホワイトも署名者の一人として、これらの概念には植民地やその他従属的地位にある人々も含めたいと述べた。そしてアイケルバーガーが、もしどれか一つだけと言われれば、人権委員会の項目が採用されることを望むと述べた。ステティニアスは、直後に開催が予定されていたアメリカ代表者会議へと席を立ちながら、この書簡をその会議に出すことを約束

した<sup>33</sup>。

また、コンサルタントの他に、多くの国が具体的な修正を提案して人権に関する文言がより強調されるよう変更を求め、いくつかの国は「目的」の部分で具体的に人種の平等についてもはっきりと言及するよう求めた。ブラジル、ドミニカ、メキシコは共同で修正案を出し、「人種、性別、状況、信条による差別ない」人権と基本的自由を、ウルグアイは「人種、性別、信条または社会的地位」による差別なく基本的な自由と権利を、そしてフィリピンは「良好な国家間関係」、「同胞の意識」、に続いて「人種の平等」を目的とするよう求めた。また、インドは同じく国連憲章の第1章目的の部分に、「人種、肌の色または信条の別なくすべての男女に基本的な人権を認めるといふ認識を広める」というフレーズを入れるよう提案し、またヨーロッパの国の中では例外的にフランスが「人種、言語または信条の差別なくすべての人の自由に配慮する」という文言の修正を提案した<sup>34</sup>。

ステティニアスは他のアメリカ代表たちとの協議の結果、コンサルタントが「権利の章典のミニ版」となることをイメージしていた二つ目の「第2章に新しく原則を設けて国際的関心ごとである人権の擁護と推進の義務をメンバー国が認めること」という項目以外を中国、イギリス、そしてソ連の代表に提案し、各国は持ち帰って検討することに同意した。その結果、書簡の1番目と3番目の項目はすぐに同意が得られ、4番目の人権委員会についてはイギリスとソ連が難色を示したが、アメリカ代表であり先述のウェルズ委員会のメンバーの一人でもあったボウマンの熱心な説得により、結局は人権委員会の設置についても合意に至ることができた<sup>35</sup>。5月5日、若干の文言訂正の後、4か国が共同で修正案を提出し、結果として「人種、性、言語、または宗教の差別なく」という文言は第1章の「目的」のみならず、その他総会の活動や経済社会理事会の活動に関する章などで反復された<sup>36</sup>。

おわりに

サンフランシスコ会議で提出された修正案を形式的に見ると、国連憲章の第1章で人種の平等について言及するよう修正を求めたのはアメリカ、イギリス、ソ連、中国の代表団であるが、4国だけで作成したダンバートン・オークス提案にはそのような文言は無かった。戦後新たに作られる国際機関の目的のひとつとして、人種の別なき人権や自由の尊重が加えられたのは、明らかに各国政府以外の力によるところが大きい。特にショットウェルを始めとするCSOPは開戦後すぐに国際秩序の在り方について検討を始め、政権内外で活発に啓蒙活動を繰り広げた。その功績は政府内でも認められ国務省内の委員会に加わったり、サンフランシスコ会議でアメリカ代表団へ修正案を出すよう提案したりと、政権内部への影響も大きかった。ステティニアス国務長官は修正案についての発表の際、「コンサルタントの支持とアドバイスは計り知れな

い」、「自らの修正案がその後の会議で議論され、承認され、受け入れられたことがわかると思う」と、直接的な影響を認めていた<sup>37</sup>。また、サンフランシスコ会議では南アメリカ諸国による修正案も数多く出され、人権の擁護や人種平等への言及要求が一部のものではないことを示していた。

ただし、ローズヴェルト政権はダンバートン・オークス会議で英ソを翻意させることこそなかったが、人種や人権の問題を国際的関心事へと引き上げる牽引役となったことは間違いない。何よりも、CSOPを始めとするグループや憲章の修正を求めた国々は、大西洋憲章を始め、ローズヴェルト政権が発する戦後国際秩序の外形を示す宣言や方針発表をしばしば自らの主張の根拠としていた。大西洋憲章への反響は年を追うごとに強くなり、サンフランシスコで行われた参加国による演説でも大西洋憲章や連合国共同宣言はたびたび言及された。モスクワ会談でのハルの発言も、戦後の国際機構の基本的性格を決定づけている<sup>38</sup>。具体的な場面で明るみに出たわけではないものの、国務省内でも人権や人種への配慮は検討されており、人種平等への言及は政権のそうした大きな方向性の中で、具体的にはCSOPのような団体の力が推進力となって実現したと言える。

一方、国連憲章で言及された人種という言葉は会議においてその意味するところを注意深く吟味されたわけではなかった。ナチス・ドイツによる非人道的なユダヤ人差別を批判して人種の平等を謳うことはもちろんあったと考えられるが、CSOPが主張する「人種平等」の中にはアメリカ国内に存在する人種差別も念頭にあった。蒋介石を始めとする中国には東洋人が強いられている劣等的立場に対する反発もあり、また、南アメリカのそれはより概念的なものを含んでいた。しかし、それらは十分に検討や調整されることはなく、むしろ短時間の協議で採用されることが決まった。国連憲章に挿入された人種平等の言葉は、そのような多義性を内包していた。

---

<sup>1</sup> Leland M. Goodrich, *Charter of the United Nations-Commentary and Documents*, Columbia University Press, 1969, p. 676.

<sup>2</sup> 鹿島守之助『日本外交史 12』鹿島研究所出版会、1971年、165—187頁。牧野伸顕『回想録下』中公文書、1992年。草間秀三郎『ウッドロー・ウィルソンの研究』風間書房、1974年。高原秀介『ウィルソン外交と日本』創文社、2006年。

<sup>3</sup> 大木尚一『史料が語るアメリカ』有斐閣、1989年、194—195頁。Theodore A. Wilson, *The First Summit, Roosevelt and Churchill at Placentia Bay, 1941*, University Press of Kansas, 1991, pp. 149-179.

<sup>4</sup> Ibid., 192. Lloyd C. Gardner, 'The Atlantic Charter: Idea and Reality,' *The Atlantic Charter*, St. Martin's Press, 1994, pp. 58, 60, 62-64.

<sup>5</sup> 明石康『国際連合』岩波新書、1985年、28頁。Goodrich, *op.cit.*, pp.2-3. Cordell Hull, *The Memoirs of Cordell Hull*, Vol. 2, The Macmillan Company, 1948, p. 1299, 1307.

<sup>6</sup> 加藤俊作『国際連合成立史』有信堂、2000年。Robert C. Hilderbrand, *Dumbarton Oaks: The Origins of the United Nation and the search for Postwar Security*, University of North Carolina Press, 2001.

<sup>7</sup> Department of States, *Charter of the United Nations, Report to the President*

---

*on the Results of the San Francisco Conference by the Chairman of the United States Delegation*, 1945, p. 20. Ruth B. Russell, *History of the United Nations Charter*, Brookings Institution, 1958, p. 910.

<sup>8</sup> 三牧聖子「アメリカの理想と国際組織」、2015年度日本国際政治学会、部会ペーパー、2-3頁。

<sup>9</sup> ポール・ゴードン・ローレン、『国家と人種偏見』TBSブリタニカ、1995年、224頁。

<sup>10</sup> ハル国務長官(Cordell Hull)は、1939年12月に「平和・復興問題に関する委員会」を国務省内部に設立し、「戦後にあるべき世界を実現するための基本原則」について検討した。メンバーは国務省内に限定されており、この委員会の議長もウェルズが務めた。Harley A. Notter, *Postwar Foreign Policy Preparations, 1939-1945*, 1949, pp. 18-20. Harold Josephson, *James T. Shotwell and the Rise of Internationalism in America*, Associated University Press, 1975, pp. 244-245. Hull, *op.cit.*, pp. 1626-7.

<sup>11</sup> Clark M. Eichelberger, *Organizing for Peace, A Personal History of the Founding of the United Nations*, Harper & Row, Publishers, 1977, pp. 196-208.

<sup>12</sup> 三牧、前掲書、2頁。

<sup>13</sup> ウェルズの辞任と戦後構想について、アイケルバーガーは「もしハルとウェルズの協力関係が続いていれば、ダンバートン・オークスで提出されたアメリカ提案にもっとリベラルな考えが反映されていたかもしれない」と述べている。Eichelberger, *op.cit.*, pp. 206-208. Hull, *op.cit.*, pp. 1639-1640.

<sup>14</sup> Eichelberger, *op.cit.*, p. 208.

<sup>15</sup> Josephson, *op.cit.*, pp. 237-238.

<sup>16</sup> “Peace Unit Offers ‘7 Point Program” *New York Times*, June 7, 1941, p. 6.

Christy Snider, ‘Planning for Peace: Virginia Gildersleeve at the United Nations Conference on International Organization,’ *Peace and Change: Journal of Peace Research*, California State College, 2007, 32 (2).

<sup>17</sup> 三牧、前掲書、4頁。

<sup>18</sup> 前掲書、5頁。CSOP, “Third Report: The United Nations and the Organization of Peace,” *Building Peace: Reports of the Commission to Study the Organization of Peace 1939-1972*, Scarecrow Press, 1973, vol. 1, pp. 42, 63-64, 166. CSOP, “Fourth Report: International Safeguard of Human Rights, Scarecrow Press, 1973, vol. 1, pp. 180-181.

<sup>19</sup> Josephson, *op.cit.*, p. 196.

<sup>20</sup> Kathryn Sikkink, ‘Latin American Countries as Norm Protagonists of the Idea of International Human Rights,’ *Global Governance: A Review of Multilateralism and International Organizations*, 2014, 20 (3), p. 391.

<sup>21</sup> Mary Glendon, ‘the Forgotten Crucible: The Latin American Influence on the Universal Human Rights Idea,’ *Harvard Human Rights Journal*, 2003 (16), pp. 28-29.

<sup>22</sup> Sikkink, *op.cit.*, p. 393.

<sup>23</sup> Final Act of the Inter-American Conference on Problems of War and Peace, Mexico City, February-March, 1945, pp50-51, 80.

(<https://catalog.hathitrust.org/Record/008296103>)

<sup>24</sup> パリ講和会議で日本が人種平等原則の挿入を求めた時、中国は日本の提案に最終的に賛成票を投じている。大沼保昭「遙かなる人種平等の理想—国際連盟規約への人種平等条項提案と日本の国際法観—」『国際法・国際連合と日本』弘文堂、1987年、453頁。鹿島守之助、前掲書、187頁。

<sup>25</sup> 段瑞聡「太平洋戦争期における蒋介石の戦後構想（1941-1943年）」『慶應義塾大

---

学日吉紀要、中国研究』慶應義塾大学日吉紀要刊行委員会、2012 (5)、1-4 頁。中国が用意していた中国提案については、段瑞聡「蒋介石と国連の成立：ダンバートン・オークスからサンフランシスコへ」『慶應義塾大学日吉紀要、中国研究』慶應義塾大学日吉紀要、刊行委員会、2013 (6)、17-25 頁。

<sup>26</sup> 段瑞聡「1942年蒋介石のインド訪問」『慶應義塾大学日吉紀要、中国研究』慶應義塾大学日吉紀要刊行委員会、2010 (3)、128 頁。

<sup>27</sup> 段「太平洋戦争期における蒋介石の戦後構想（1941-1943年）」、13-15 頁。

<sup>28</sup> 前掲書、16-17 頁。

<sup>29</sup> 段「太平洋戦争期における蒋介石の戦後構想（1941-1943年）」、21-22 頁、26-27 頁。実際に米英に渡された中国案には当初「人種平等の承認」の項目が含まれていたが、これは中国側の指揮系統が混乱していたために未削除のものが送付されてしまったため、後に訂正された。前掲書、25-26 頁。ローレン、前掲書、224 頁。

<sup>30</sup> 枢軸国との交戦状態や、交戦したものの枢軸国の支配下に落ちてしまっている国々などが開催までに調整できず、開催当初の参加国は 42 か国だったが、終了時には 50 か国となっている。

<sup>31</sup> Russell, *op.cit.*, pp. 594-595. Department of State, *Charter of the United Nations, Report to the President on the Results of the San Francisco Conference*, pp. 27-28.

<sup>32</sup> Dorothy B. Robins, *Experiment in Democracy: The Story of US Citizen Organizations in Forging the Charter of the United Nations*, New York, Parkside Press, 1971, pp. 129-130. Tatsuya Mitoma, Glenn, 'Civil Society and International Human Rights: the Commission to Study the Organization of Peace and the Origins of the UN Human Rights Regime,' *Human Rights Quarterly*, 2008 (3), p. 626.

<sup>33</sup> *Ibid.*, p. 131. Eichelberger, *op. cit.*, pp. 269-272. ローレン、前掲書、230 頁。

<sup>34</sup> Documents of the United Nations Conference on International Organization, San Francisco, 1945, Vol. 3, pp. 34, 383, 527, 535, 602.

<sup>35</sup> Mitoma, *op.cit.*, p. 627. イギリスとソ連から同意が得られたのは、ダレスの貢献も大きい。憲章の内容は国内法規に干渉するものではないという文言を第 1 章の 2 項に付け加えることで、国連が国内問題に干渉するのではないかと懸念する両国を説得した。

<sup>36</sup> Mitoma, *Ibid.* p. 629. The Department of state, Bulletin, vol. 12, no. 306, pp. 855-856. The Department of state, Bulletin, vol. 14, no. p. 345, 212. Department of State, *Charter of the United Nations Report to the President on the Result of the San Francisco Conference, 1945*, pp. 37-38. 世界人権宣言はその後 1948 年の国際連合総会で採択され、人権に関する多国間条約である国際人権規約は 1966 年の国際連合総会で採択され、76 年に発効した。

<sup>37</sup> The Department of state, Bulletin, vol. 12, No. 306, pp. 855-856.

<sup>38</sup> 加藤俊作、前掲書、36 頁。

## 【参考文献】

明石康『国際連合』岩波新書、1985 年。

有賀貞『アメリカ外交と人権』日本国際問題研究所、1992 年。

大木尚一・有賀貞・志頓晃佑・平野孝『史料が語るアメリカ』有斐閣、1989 年。

大沼保昭「遙かなる人種平等の理想—国際連盟規約への人種平等条項提案と日本の国

- 
- 際法観一」『国際法・国際連合と日本』弘文堂、1987年。
- 鹿島守之助『日本外交史 12』鹿島研究所出版会、1971年。
- 加藤俊作『国際連合成立史』有信堂、2000年。
- 草間秀三郎『ウッドロー・ウィルソンの研究』風間書房、1974年。
- 高原秀介『ウィルソン外交と日本』創文社刊、2006年。
- 段瑞聡「1942年蒋介石のインド訪問」『慶應義塾大学日吉紀要、中国研究』慶應義塾大学日吉紀要刊行委員会、2010(3)。
- 段瑞聡「太平洋戦争期における蒋介石の戦後構想(1941-1943年)」『慶應義塾大学日吉紀要、中国研究』慶應義塾大学日吉紀要刊行委員会、2012(5)。
- 段瑞聡「蒋介石と国連の成立：ダンバートン・オークスからサンフランシスコへ」『慶應義塾大学日吉紀要、中国研究』慶應義塾大学日吉紀要刊行委員会、2013(6)。
- 西村成雄『中国外交と国連の成立』法律文化社、2004年。
- 牧野伸顕『回想録下』中公文書、1992年。
- 三牧聖子「アメリカの理想と国際組織」、2015年度日本国際政治学会、部会ペーパー。
- ローレン、ポール・ゴードン『国家と人種偏見』TBSブリタニカ、1995年。
- CSOP, “Third Report: The United Nations and the Organization of Peace,” *Building Peace: Reports of the Commission to Study the Organization of Peace 1939-1972*, Scarecrow Press, 1973, vol. 1.
- CSOP, “Fourth Report: International Safeguard of Human Rights, *Building Peace: Reports of the Commission to Study the Organization of Peace 1939-1972*, Scarecrow Press, 1973, vol. 1.
- Department of state, Bulletin, Vol. 12, No. 306.
- Department of state, *Bulletin*, Vol. 14, No. 345.
- Department of States, *Charter of the United Nations, Report to the President on the Results of the San Francisco Conference by the Chairman of the United States Delegation*, Department of State Publication 2345, Conference Series 71.
- Eichelberger, Clark M., *Organizing for Peace, A Personal History of the Founding of the United Nations*, Harper & Row, Publishers, 1977.
- Glendon, Mary, ‘The Forgotten Crucible: The Latin American Influence on the Universal Human Rights Idea,’ *Harvard Human Rights Journal*, 2003.
- Glenn, Tatsuya Mitoma, ‘Civil Society and International Human Rights: the Commission to Study the Organization of Peace and the Origins of the UN Human Rights Regime,’ *Human Rights Quarterly*, 2008(3).
- Goodrich, Leland M., *Charter of the United Nations-Commentary and Documents*,

---

Columbia University Press, 1969.

Hilderbrand, Robert C., *Dumbarton Oaks: The Origins of the United Nation and the Search for Postwar Security*, University of North Carolina Press, 2001.

Hull, Cordell, *The Memoirs of Cordell Hull*, vol.2, Macmillan, 1948.

Josephson, Harold, *James T. Shotwell and the Rise of Internationalism in America*, Associated University Press, 1975.

Notter, Harley, A., *U.S. Department of State, Postwar Foreign Policy Preparation, 1939-1945*, Greenwood Press, 1949.

Robins, Dorothy B., *Experiment in Democracy: The Story of US Citizen Organizations in Forging the Charter of the United Nations*, New York, Parkside Press, 1971, 129-130.

Russell, Ruth B., *History of the United Nations Charter*, Brookings Institution, 1958.

Sikkink, Kathryn, 'Latin American Countries as Norm Protagonists of the Idea of International Human Rights,' *Global Governance: A Review of Multilateralism and International Organizations*, 2014, 20 (3).

Snider, Christy, 'Planning for Peace: Virginia Gildersleeve at the United Nations Conference on International Organization,' *Peace and Change: Journal of Peace Research*, California State College, 2007, 32 (2).

Wilson, Theodore A., *The First Summit, Roosevelt and Churchill at Placentia Bay*, 1941, University Press of Kansas, 1991.

*Final Act of the Inter-American Conference on Problems of War and Peace*, Mexico City, February-March, 1945. (<https://catalog.hathitrust.org/Record/008296103>)

補記

本稿は既発表論文が査読を経て新たに掲載されるものである。(2017年8月30日)